

彦根市弓道連盟に再委託することについて

◆彦根市弓道連盟(以下、「市弓連」という。)について

- ・ 歴史
昭和 24 年設立 （今年で創立 79 年）
- ・ 会員数
一般 72 人 大学生 40 人 高校生 24 人 小中学生 15 人 合計 151 人
- ・ 練習時間帯
午前中…一般（シニア） 午後…大学・高校 夜間…一般
- ・ 年間の練習日
約 350 日 年間の利用者数 約 11,000 人
- ・ 活動
月例会 春季・秋季市民大会 春季・秋季弓道教室
初射会 納射会 審査会 県内大会

◆市弓連に弓道場を維持管理させる理由について

1. 適切な維持管理ができる

市弓連は現在の弓道場を約 40 年に亘り適正に維持管理してきた経験があり、新弓道場においても、次の理由により適切な維持管理が期待できる。

①施設設備の長寿命化を図れるノウハウがある

市弓連に現在維持管理を委託している彦根市弓道場において、市弓連は射場のワックスかけを年に 2 回行うだけでなく、矢取道の屋根・柱などの錆も直営で再塗装をされている。天井板の抜け落ちや、扉の開き閉めができないときも自ら修繕し維持管理に努められてきた。こうした日常のメンテナンスを適正に行ってきたことで現弓道場は築後 40 年近くになるが問題なく運営できている。このことから、市弓連では新弓道場においても適正にメンテナンスを行い、弓道に精通した強みを活かした省コストで長寿命化を図れる弓道場の維持管理を行っていくことが期待できる。

②安土の適正な維持管理ができる

的をかける「安土」は弓道場で最も適切に維持管理をしなければならない。適度な硬さと水分を保つための散水と練習後の表面の均しは毎日行い、さらに固くなった安土を年に 1～2 度崩して砂をふるいにかけて異物混入の有無を確認し作り直す業務は、弓道競技に精通した者しかできない。その点、40 年近く安土管理のノウハウを持っている市弓連は問題なくできる。

③適正な的の管理ができる

競技会では的中の判定に疑義が生じないように、的枠はできるだけ真円に近く傷みがなく、的紙が正しく張られているものを選別し使用する。市弓連では日常の練習に使用する的、競技会で使用する的を適正に分別し極力長く使用できるよう管理することができる。

2. 利用促進策の提案が期待できる

交流センターの弓道場は練習だけでなく全国大会の開催も可能な弓道場となる。現在の弓道場は年間 11,000 人を超える利用があるが、それをさらに上回る利用を目指すには、近的・遠的ができる弓道場を県内や全国の弓道愛好家に利用してもらう必要がある。

市弓連では、既に、2019 年から彦根城大手前保存用地で「彦根城眺遠的大会」と銘打った全国大会（一昨年は全国 21 都府県から 284 名の参加）を開催しており彦根の知名度アップに努めている。さらに「弓と城のまち彦根」を合い言葉に、人を呼び込む企画として「(仮称) 全国近的・遠的弓道大会」の開催や全日本遠的選手権大会、全国教職員弓道大会など既存の全国大会の誘致、高体連の春季・秋季大会、県体の開催のほか、全国規模の中央審査会の開催なども考えており誘客が望める企画提案に大きな期待ができる。

3. 安全管理が図れる

弓道は飛び道具であり安全対策が重要である。交流センターの弓道場観覧席には設計段階から防護ガラスが組み込まれているため安全であるが、射場内での弓矢の扱いや矢取など、特に初心者には安全管理の徹底が必要となり、弓道競技を知らない管理者に任せることは事故のリスクが大きくなる。

今後、会員以外の利用も増大すると予測する中で、市弓連が常時管理することで適切な安全対策が図れ、事故等のリスクが減らせることができる。

◆市弓連が行う業務内容について

(ア) 利用調整（弓道連盟所属団体）

弓道連盟および弓道連盟の会員が所属する団体の利用調整を行う。

(イ) 利用者の案内誘導、整理、安全確保

利用者を誘導案内するとともに、準備、撤去の際の立会い、指導を行う。

ただし、一時利用者については、可能な範囲で行うものとする。

(ウ) あづちの手入れ・管理および的の準備、片付け

適宜、あづちの手入れ・管理および的の準備、片付けを行う。

(エ) 弓道場内の清掃

弓道場内の日常清掃については、弓道連盟が実施する。

(オ) 設備・備品等の日常点検・補修

施設に設置されている設備・備品等を日常的に点検し、不足および損傷があれば指定管理者に報告を行う。

(カ) 消耗品の購入

必要な消耗品を自らの費用で購入する。

(キ) 利用状況の集計および報告

利用者を集計して、指定管理者へ提出する。

(ク) 利用促進

大会の誘致や独立採算による弓道教室の開催、弓道場に関する広報等を積極的に実施し、弓道場の利用促進を図る。

◆市弓連に支払う委託料

労務（利用者の案内、利用促進等運営業務、安土の整備、的貼り、清掃等管理業務）
設備・資材・消耗品（的杵、巻藁、ハウキ、モップなど）

委託金額 3, 9 8 0, 0 0 0 円

※指定管理者と市弓連は、上記業務内容と委託金額で業務委託契約を締結する。

◆市弓連の利用見込み

時期により多少の変動はあるが、およそ次のとおり（火曜日は休館日の想定）。

月・水・木・金曜日 8 時間

土・日曜日 3 時間

※市弓連には業務を委託するものであり、これにより市弓連が交流センターの弓道場を利用するに当たり、優先的に使用の予約ができることや、使用料金の減額または免除を受けて使用するなどの優遇をされるものではない。